

広島県宿泊税システム整備支援事業について

1 要旨・目的

宿泊税導入に伴う宿泊事業者の事務負担の軽減等を図るため、広島県宿泊税システム整備費補助金の公募を令和7年6月19日（木）から開始する。

2 事業概要

（1）事業内容

補助対象者	宿泊事業者（ホテル、旅館、簡易宿所、民泊）等 ※事前に「宿泊税特別徴収義務者登録申請書」の提出が必要
補助対象経費	宿泊税の導入に伴い発生する、次の経費 ア 既存のレジシステムの改修 イ 新たなレジシステムの構築 ウ システム改修等に伴うハード及びソフトウェアの購入 等
補助率 （補助限度額）	【補助率】 10 分の 10（千円未満切り捨て） 【補助限度額】 1 施設当たり 200 万円 ※ただし、外部専門家の意見を踏まえて、特別な事情があると認められる場合は、必要な額を支援する。
交付申請期間	令和7年6月19日（木）～令和7年11月28日（金）（予定） ※申請受付後、随時審査を行い、交付決定を行う。
補助対象期間	交付決定日から令和8年2月27日（金）（予定）まで

（2）予算額

400,950 千円

（3）周知方法

県HPやメルマガ発信のほか、令和7年6月19日から実施予定の「宿泊税制度の開始に向けた宿泊事業者への説明会の開催について」（資料番号12）において、補助制度の周知を行う。

3 今後のスケジュール（予定）

令和7年 6月19日（木） 公募開始（随時、交付決定）

令和7年 6月19日（木） 宿泊事業者への説明会における制度周知
～7月11日（金）

令和7年11月28日（金） 公募締切

令和8年 2月27日（金） 補助対象期間終了